

平成28年労第513号

平成29年労第75号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、マンション管理人として就労していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、請求人が管理業務を行うマンションの駐輪場にバイクで入ろうとしたところ転倒し、バイクを引き起こそうとした際に、腰部に痛みを覚えたという（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同年〇月〇日にC外科に受診し「腰椎捻挫」と診断され、以後、D医院、E病院、F整形外科、G病院で治療を受けた後、平成〇年〇月〇日からH病院に転医し「腰部脊柱管狭窄症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、通院した。

3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したものとして、その後の休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件第一処分」という。）をし、さらに、請求人が同年〇月以降の療養補償給付について請求したところ、監督署長は同様の理由によりこれを支給しない旨の処分（以下「本件第二処分」という。）をしたことから、請求人が本件第一処分及び本件第二処分（以下これらを併せて「本件各処分」という。）の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、本件各処分について審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付け（本

件第一処分)、平成〇年〇月〇日付け(本件第二処分)でこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこれらの決定を不服として本件再審査請求をした。

当審査会は、各再審査請求について併合して審査を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである(以下、本件第一処分に係る平成28年労第513号事件を「本件第一事件」、本件第二処分に係る平成29年労第75号事件を「本件第二事件」という。))。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件負傷による傷病が、平成〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)したとして、同月〇日以降の休業補償給付及び療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度上の治癒(症状固定)とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は本件第一事件及び本件第二事件の各決定書理由に記載されているとおりである。

(2) I医師は、平成〇年〇月〇日付け治療費請求調査書及び同年〇月〇日付け審査請求調査書において、要旨、以下のとおり述べている。

ア G病院及びH病院におけるMR I検査によれば、請求人に腰椎椎間板ヘルニア及び腰部脊柱管狭窄症の所見が認められるが、G病院では腰椎椎間板へ

ルニアと診断され、レセプトで確認される治療内容は消炎鎮痛等処置と湿布の処方のみであり、労災保険の腰痛の治療は急性症状のみ認めているところ、本件負傷に罹り災したのは平成〇年〇月〇日であり、G病院での最終診療日が平成〇年〇月〇日であって、同病院の治療内容から、同病院の治療終了時には、腰痛に関して症状固定の状態であったと判断できる。

イ G病院の外来診療録によれば、膀胱障害や間欠性跛行という典型的な脊柱管狭窄症の病態が強く現れており、平成〇年〇月以降のH病院での治療は投薬と問診のみで、抗血小板薬の処方が功奏したことから、同年〇月以降は加齢性の病変である腰部脊柱管狭窄症による症状が主となっていたものと考えられ、本件負傷により発症したと考えられる腰椎椎間板ヘルニアは、同年〇月〇日をもって症状固定とするのが妥当と考えられる。

(3) 当審査会としても、請求人の本件負傷の状態等からみて、治癒に係る上記I医師の所見は妥当であり、請求人の本件負傷は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒（症状固定）の状態に至っていたものと判断する。

(4) 請求人は、腰部脊柱管狭窄症と腰椎椎間板ヘルニアは本件負傷時に発症したものであり、腰部脊柱管狭窄症の症状固定はH病院の治療後であると主張する。そこで、当審査会において改めて一件記録を精査したが、①平成〇年〇月〇日初診でMR I検査を実施したE病院のJ医師は、腰部脊柱管狭窄症についても経年的変化であるとしており、②同年〇月〇日にG病院で実施したMR I検査では、L 4/5 椎間に骨棘と黄靭帯肥厚による脊柱管狭窄、L 5/S 1 椎間に左椎間孔の狭窄が認められるとされており、さらに、③請求人は、本件負傷時の年齢からみて、請求人に係る腰部脊柱管狭窄症は本件負傷により発生したものではなく、加齢による変性とみることが妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件各処分は、いずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件各再審査請求はいずれも棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。